

都道府県を中心とした 共同調達の推進について

総務省自治行政局地域DX推進室

都道府県と市町村の連携による自治体システムの共同調達の推進

- 人口減少社会を前提とすれば、約1,800の地方公共団体がそれぞれ個別にシステム等を整備することは必ずしも持続可能と言えず、地方公共団体の間で業務の共通性の高いアプリケーションについては、できる限り広域又は全国的な規模で共同して利用していく必要がある。
- このため、令和7年度中にすべての都道府県で構築することとされている市町村と連携したDX推進体制における検討項目の一つとして、システム等の共同調達も想定されており、DX推進体制を活用して共同調達を進めることが有効。

<都道府県と市町村の連携による共同調達の主な効果>

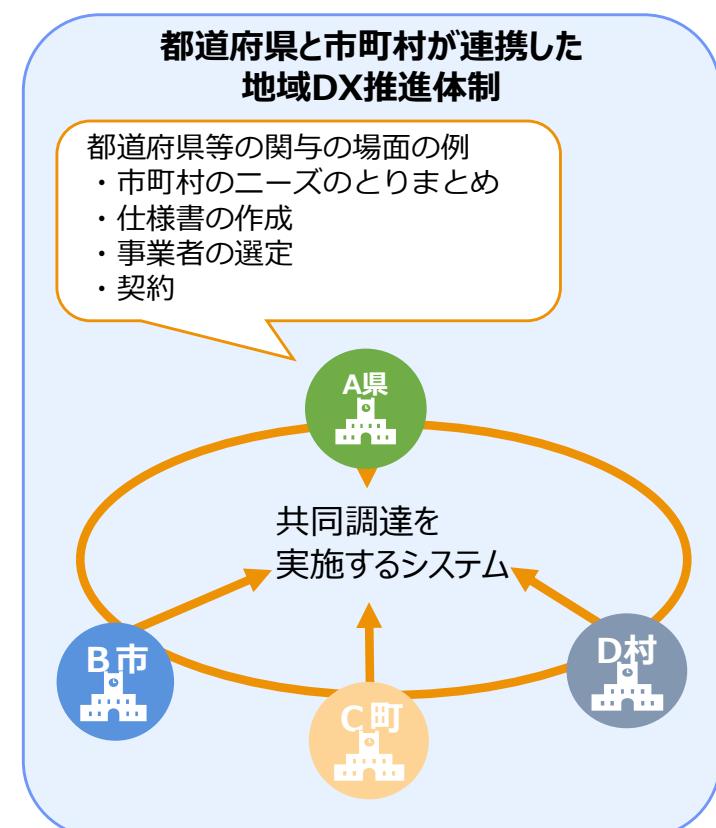
- | | |
|---|---|
| ① 自治体職員の負担軽減 <ul style="list-style-type: none">・事務作業を集約化することにより、<u>調達業務の負担軽減</u> | ② 小規模自治体におけるDXの推進 <ul style="list-style-type: none">・個別調達が難しい小規模市町村におけるシステム調達の容易化によるDXの推進 |
| ③ 調達コストの低減 <ul style="list-style-type: none">・スケールメリットを活かし、<u>個別調達よりも必要経費を軽減</u> | ④ システム導入後の情報共有の容易化 <ul style="list-style-type: none">・参加団体間でマニュアルや効率的な運用方法、トラブル対処法等のノウハウを共有することにより、業務効率化 |

※**都道府県と市町村の連携によるシステムの共同調達に係るシステム導入経費は、「デジタル活用推進事業債（仮称）」の対象とすることとしている。**

【参考】共同調達の実績がある主なシステムの種類

- 電子申請・納付システム
- ビジネスチャットツール
- 施設予約システム
- 入札関連・電子調達システム

共同調達のイメージ図



都道府県と市町村の連携による自治体システムの共同調達に係るポイント（これまでの取組事例より）

システムの選定

【ポイント】

都道府県・管内市町村で構成する会議体や協議会等を構成することで意向確認や意思統一のための仕組み作りを

仕様書の作成

【ポイント】

参加団体アンケートによる意向調査の後、会議体や協議会内に専門部会等を設置し、具体的な仕様の検討を深化させる

事業者の選定

【ポイント】

契約は参加団体ごとに行う場合でも、都道府県や協議会等が入札やプロポーザル方式等により共同調達の事業者を選定することも可能

※地方自治法施行令第167条の2 第1項各号に掲げる随意契約を締結することができる事由に該当するかどうかについては、各地方公共団体において、個々具体的の契約ごとに判断することとなるが、一般論として、
・システムを広域的に統一して調達することが適当であると認められ、当該調達を行うために複数の地方公共団体が同一の事業者と契約を締結する必要がある
・当該事業者の選定について、地方自治法令が適用される場合（都道府県が入札を行う場合等）には、地方自治法令の規定に基づき選定されており、又はその他の場合（事実上の協議会が選定する場合等）には、地方自治法令に規定する契約手続と同等の公正性や機会均等性等が確保された適正な方法により選定されている場合に、各地方公共団体が、当該事業者と締結する契約については、同項第2号に該当し得るものと考えられる。共同調達を行うに当たって随意契約を締結する場合には、地方公共団体において、上記を参考に、同項に該当することについて、説明責任を十分に果たす必要がある。

契約

【ポイント】

地域の実情に応じて、都道府県や協議会等による一括の契約と、参加団体ごとの契約を選択可能

※地方自治法に基づかない協議会がその代表者の名においてする契約については、権利義務関係が不明確となるため、契約に係る責任分担を明記した規約を作成する、契約は参加団体ごとに実施すること等により、権利義務関係を明らかにしている事例が見られる。

構築・導入

※各団体の共同調達の取組状況を、ホームページに公開することを検討中

デジタル活用推進事業債（仮称）の創設

- 担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組をしていくため、「デジタル活用推進事業費（仮称）」を創設。地方財政法の特例を設け、情報システムや情報通信機器等の整備財源に活用できるデジタル活用推進事業債（仮称）の発行を可能とする

1. 対象事業

デジタル活用推進計画（デジタル活用による効率化の効果等を記載）に位置づけて実施する以下の事業

※地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化のために必要な経費を除く

（1）行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DXの推進

① システムの導入（初期経費）

- ア 住民サービスの提供に必要なシステムの導入
- イ 共同調達によるシステムの導入

② 情報通信機器等の整備

- ア 住民利用の情報通信機器、住民サービスの提供に必要な職員利用の情報通信機器の購入
- イ 公共施設のネットワーク環境の整備

（2）地域の課題解決を図る地域社会DXの推進

地方団体及び公共的団体等による地域の課題解決に資するシステムの導入及び情報通信機器等の整備

（地域の課題解決）

- ・ 医療、交通等日常生活に不可欠なサービスの確保
- ・ 農林水産業、観光など地域産業の生産性向上 等

（書かない窓口）



（オンライン申請）



（インフラ点検用ドローン）



（水道スマートメーター）



（オンライン診療）



（スマート農業）



2. 地方財政措置

地方債充当率：90% 償還年限：5年

交付税措置率（地方単独事業）：50%

※国庫補助事業の地方負担や一部の地方単独事業を除く

3. 事業期間

令和11年度までの5年間

4. 事業費

1,000億円

※公営企業が実施する事業については、一般会計からの補助を対象とするほか、公営企業債（資金手当）も発行可能とする